

2024年度 第1回 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 議事録

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム事務局

日時：2024年6月18日（火）19時00分～20時00分

場所：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会会議室

Zoom 併用によるオンライン会議

総委員数：40名

出席委員数：34名

【議事次第】

1. 文化庁挨拶
2. 規約の承認について
3. 座長の選任について
4. 副座長の選任について
5. 運営委員及び監事の選任について
6. SARTRAS 共通目的事業助成事業の申請について
7. 補償金制度の実施状況について（SARTRAS より報告）

【資料】

議題2 資料

1. 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」これまでとの変更点の概要
2. 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム規約（案）
3. 2024年度フォーラム委員一覧（案）

議題6 資料

4. 助成事業申請様式（案）

議題7 資料

5. SARTRAS2023年度事業報告書

【要旨】

本日のフォーラムの要旨は以下の通りである。

なお、2024年度著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（以下、「教育著作権フォーラム」）の座長が選任されるまで、2023年度教育著作権フォーラムの上野座長が議長を務めた。

1. 文化庁挨拶

資料の確認後、文化庁から挨拶が行われた。

文化庁 2024年度第1回教育著作権フォーラムの開会にあたり一言挨拶を申し上げたい。

ご多忙の中、教育、文化芸術の当事者である皆様のご参加を賜り、教育現場における著作物利用の共通認識を図る場が設けられることに、深く感謝と敬意を表したいと思う。

授業目的公衆送信補償金制度が施行されて以来、皆様のご尽力により、教育のデジタルトランスフォーメーションを進めるための基盤として、多くの教育現場で本制度が活用されているところである。こうした中で、教育現場において著作権に対する適切な理解が図られることは、ますます重要になるものと認識している。また、そのために本フォーラムが果たすべき役割も重要性を増しているものと考えており、皆様のお力で是非この枠組みを守り、育てていただければと思う。

この間教育現場では、さまざまな具体的実践例とそれに伴う課題が蓄積されていることと思う。そうした知見も活かしながら、ぜひ運用指針の改善、充実も含めた広範な課題についてご検討いただきたい。

また、制度の本格的な運用から3年が経過したことに伴い、補償金額のみならず、制度の運用の在り方全体を評価する取り組みも進めていかなければならないと承知している。本フォーラムを通して、文化芸術関係者と教育関係者が共に教育現場における具体的な著作物利用の需要に対応し、またクリエイターの皆様への適切な対価還元を進めていけるように、議論を深めていただくことを期待している。

文化庁としても皆様の精力的な協議に貢献できるよう必要な協力を努めていきたいと考えている。結びに、皆様のますますのご発展と本フォーラムの成功を祈念して、挨拶とさせていただきます。

2. 規約の承認について

続いて、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム規約」（以下、「規約」）について資料に沿って検討、審議が行われ、提案の内容で異議なく承認された。その後、承認された規約の附則に基づき、議長が SARTRAS に対し SARTRAS 委員の推薦を依頼した。

規約に関する事務局からの説明と、質疑は主に以下の通り。

事務局 教育著作権フォーラムの変更点について、資料1及び資料2に沿って概要をご説明する。

資料1にも記載の通り、本フォーラムは従前の枠組みを基本的に維持するということを大前提としつつ、運用に係る費用管理等の観点から人格なき社団として体制を整える必要があることから、従来の設置要綱から資料2の規約案に改めることを検討している。

主な変更点としては資料1の通りで、①には人格なき社団として体制を整えるための諸対応を記載している。人格なき社団であるから、一般に言う総会や理事会に相当する組織体において様々な意思決定や検討を行っていくということと、監査等のために監事を置くこととしている。また、このような運営を行っていくにあたり、事務局運営の経験がある相応しい団体に事務局業務をお願いしたく、公益社団法人著作権情報センター（以下、「CRIC」）に事務局を変更する。念のため補足す

ると、CRICは1959年に発足後、書籍「著作権法逐条講義」や定期刊行物「月刊コピーライト」などの発行を行っているほか、様々な調査研究、国際協力などに尽力されており、著作権に関わる多様な事業を展開されている公益社団法人である。

次に②についてだが、これまで SARTRAS は中立的な立場として本フォーラムの事務局を務めてきた。しかし、SARTRAS は様々な点で当事者として関わらざるをえない側面もあるため、SARTRAS から委員としての参加をさせていただく形を想定している。

最後に③についてだが、先ほど申し上げた理事会に相当する組織として運営委員会を置くこととしており、この後説明する規約案にもその規定を置いている。

事務局 続いて、資料2「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム規約（案）」について、要点を説明する。

まず、第6条について、SARTRAS の役職員から2名以内の者が、先ほど申し上げた SARTRAS の委員として参加することを規定している。

次に、第7条第5項において、座長及び副座長として選任された委員を、後ほど説明する運営委員とすることを規定している。同様に第6項で、監事をおくことを規定している。監事の役割は通常の一般社団法人におけるものと同様で、フォーラムの運営を監査いただくこととしている。

第8条については「総会」という見出しになっているが、この総会が、現在開催している従来のフォーラムに相当する位置づけである。今後もこの場で様々な検討を行っていただくことになるが、同時に、フォーラムという人格なき社団における総会としての役割も担っていただくという形で、規約案を整理している。

第9条については、運営委員と監事を以て役員とすることにしており、運営委員の方にいわゆる理事に相当する役割を担っていただくことを想定している。さらに、運営委員会は座長のほか、教育関係委員の副座長1名と、権利者委員の副座長1名が参画することを想定しており、規約案に記載されている運営委員の人数と併せると、実質的には教育関係委員と権利者委員が3名ずつと、有識者委員4名に、SARTRAS 委員1名を加える形で構成することを予定している。

第10条については、運営委員会が理事会に相当する組織ということで、ワーキング・グループの設置などの、重要事項について審議をすることを規定している。

第13条に、公益社団法人著作権情報センター（CRIC）を新しい事務局とすること、第14条に、共通目的基金から財政面で助成を受けることについて規定している。助成申請については、議題6において審議いただくことになる。

A 今後の方針並びに規約案の内容については了解したが、2点質問がある。

本フォーラムは、様々な立場の方が集まり議論を経て一定のルールを形成していく、あるいはそれを普及していくという、大きな役割を果たしてきたと理解している。一方で、法律上の建付けとしては、著作権法第104条の13及び著作権法施行規則第22条の6における意見聴取を行う場として機能していた側面もある。今後新しいフォーラムの形となった段階で、後者の役割は維持されるのか、あるいは別の形をとるのか、確認したい。

次に、新たに事務局を引き受けていただく CRIC について、まずは事務局をお引き受けいただいたことに感謝申し上げる。CRIC は公益社団法人であるから公平性の観点では十分だと承知しているが、権利者団体との関係、とりわけ SARTRAS の構成団体との利害関係などの点で偏りはないか、

という点は確認しておきたい。

もちろん権利者団体との関係が一切あってはいけないということではなく、新体制の発足という節目であるから、その点の確認をしたうえで今後の事務局運営を委ねたい、という考えのもとで敢えてお尋ねする。

事務局 まず、本フォーラムが果たす機能については、基本的に従来から変わらないものをご理解いただきたい。「授業目的公衆送信補償金規程」を変更する際の意見聴取は法令に定められた SARTRAS の義務であり、今後もフォーラムの場を借りてご説明し、ご意見を伺うつもりでいるので、その点をご安心いただきたい。

次に、CRIC の構成団体についてお答えすると、確かに正会員は主に権利者団体によって構成されているが、約 700 の賛助会員の中には権利者団体を含め、弁護士、弁理士、行政書士、大学研究者の方々がいらっしゃるということで、公益社団法人という立場から権利者団体として活動されているというわけではない。

少なくとも、著作権に関わる皆様としては、CRIC がこれまで果たしてこられた中立的な役割についてはご理解いただけるかと思う。また、これからフォーラムとして取り組む予定の普及啓発という観点でも、歴史的に非常に大きな役割を果たしてきているということで、正会員の構成団体だけ見るとご指摘のような懸念はあるかもしれないが、決して公平性を欠くようなことはなく運営していただけたと考えている。

加えて言うと、共通目的事業の助成を受けるということは、当然その目的に従って事業を行わなければならないため、厳正な審査によって公平性が担保される側面もあると考えている。これらの理由から、ご懸念には及ばないと考えている。

A 事務局の説明で納得できた。

B 私からも 2 点質問をしたい。

まず、組織体制を人格なき社団として整えるということについて、活動内容は従来のフォーラムを継続するものであるということだが、形式上は、本日のフォーラムが人格なき社団としての設立総会に相当すると考える。その認識で支障ないか。

次に、資料 4 に添付された事業計画について、WG は従来通りに開催する予定であると見受けたが、WG の在り方や、WG のメンバーが負う使命については、予てから明確ではないように考えていた。この点については、WG の設置などについて審議する運営委員会の場で、議論することになるという認識でよいか。

事務局 1 つ目の質問についてはご認識の通り、本日のフォーラムが設立総会に相当するものと認識している。

次に 2 つ目の質問についてだが、どのような WG を設置して、どのような内容を議論するかは運営委員会に委ねるという考えでこの規約案を策定しているので、今ご指摘いただいたことについてはそこで議論いただくことになるだろう。

議長 規約案について特段の異議はないため、承認されたものとする。ここからは新しい規約に基

づいて議事を進めることとしたい。

なお、承認された規約の附則では、SARTRAS 委員の推薦を本日のフォーラムにおいて依頼することになっている。配付された委員一覧では SARTRAS 委員は空欄となっているが、委員の推薦について SARTRAS に伺いたい。

事務局 (SARTRAS) SARTRAS の副理事長を務める土屋俊先生と、理事・事務局長を務める野方英樹氏の 2 名を、SARTRAS 委員に推薦する。

議長 SARTRAS は本日までフォーラム事務局を兼ねる立場であるから、推薦された 2 名については次回から SARTRAS 委員として参加いただくこととする。最後に、新たに事務局となる公益社団法人著作権情報センターからご挨拶いただきたい。

CRIC 著作権制度の普及啓発を目的としている CRIC にとって、著作物の権利者、利用者、あるいは一般の方々に対して、長年にわたってさまざまな情報を発信してきた。しかし、こと教育関係に特化した部分については、SARTRAS の助成を受けて作成した資料映像や、「5 分でできる著作権教育」というウェブサイト等の教材を、ホームページを通じて一方向的に示すものが多かった。あるいは、過去に文部科学省から選択科目として認定いただき、民間団体としては数少ない教員免許状更新講習等を、セミナーを通して行ってきた。

この度、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの事務局運営について、お声がけいただき、大変貴重な機会を頂戴したと感じている。SARTRAS の土肥理事長をはじめ、関係者の皆様方にごこの場をお借りして厚く御礼申し上げたい。最初は不慣れな点もあろうかと思うが、微力ながら一生懸命努めさせていただきたい。

3. 座長の選任について

議題 2 で承認された規約の第 7 条第 1 項に基づき、座長の選任に移った。委員から、2023 年度教育著作権フォーラムの座長を務めた上野達弘委員を推薦する旨の発言があり、議長がこの提案について諮ったところ、異議なく承認された。

4. 副座長の選任について

ここからは、議題 3 で選任された上野新座長が議長を務め、規約第 7 条第 3 項に基づき、副座長の選任に移った。

座長が、2023 年度教育著作権フォーラムの副座長を務めた竹内比呂也委員（教育関係委員）及び椎名和夫委員（権利者委員）を引き続き副座長とすることを提案し、諮ったところ、異議なく承認された。

新副座長の挨拶は以下の通り。

竹内副座長 この度、引き続き副座長を拝命することとなった。副座長の仕事も、皆様方のご協力があって初めて成り立つものだと思っている。長い間この役目をさせていただいているが、この二

年間フォーラムが動かないという状況にあり、この間、瀬尾前副座長に顔向けできないという思いを非常に強く持っていた。今回、フォーラムが再開をしたということを受け、改めて副座長としての役割の重みを感じているとともに、このフォーラムがきちんと円滑に進んでいくということ、まずは私の仕事として役目を果たしていきたいと考えている。引き続き皆様方のご助力をよろしくお願いしたい。

椎名副座長 フォーラムの再開に向けて教育側との話し合いを行う中で、本フォーラムの必要性については教育側も権利者側も意見が一致しているということに改めて認識した。表面的に色々なことがあったとしても、フォーラムを継続していくことが非常に重要だという点については改めて意見が一致したため、今回の再開に至ったということだと思う。

コンテンツを生み出すクリエイターは、自分が生み出したコンテンツができるだけ広くユーザーとの接触機会を持つことを潜在的に願っている部分がある。その一方で、同じ権利者であってもコンテンツをユーザーに届けるメディアに近い立場から言えば、接触機会や露出機会をコントロールすることによってビジネスが成立するという性格を帯びている。一口に権利者といっても、この二色があるということ十分に認識しながら、これからのフォーラムで同じようなことが起きないように取り組んで参りたいと思うので、よろしくお願いしたい。

5. 運営委員及び監事の選任について

規約第7条第5項に基づき、座長及び副座長が規約第9条の運営委員に就任した。

次いで、規約第9条第1項に基づいて運営委員の選任に移り、座長が以下の委員を運営委員とすることを提案し、諮ったところ、異議なく承認された。

(運営委員)

座長	上野 達弘
副座長	竹内 比呂也 椎名 和夫
教育関係委員	加藤 浩一郎 野間 俊彦
権利者委員	江草 貞治 脇澤 一弘
有識者委員	今村 哲也 久保田 裕 芳賀 高洋 大和 淳
SARTRAS 委員	土屋 俊

次いで、規約第7条第6項に基づいて監事の選任に移り、座長が以下の委員を監事とすることを提案し、諮ったところ、異議なく承認された。

(監事)

教育関係委員	山神 清和
権利者委員	池谷 慎一郎

6. SARTRAS 共通目的事業助成事業の申請について

SARTRAS 共通目的事業助成事業の申請について資料に沿って検討、審議が行われ、提案の内容で異議なく承認された。資料に関する事務局からの説明は主に以下の通り。

事務局 資料4「助成事業申請様式(案)」に基づきご説明する。

事業計画書、収支予算書を含むこの申請書の様式は SARTRAS が指定しているもので、助成事業の申請者はこの様式にしたがって助成申請書を提出する必要がある。この度の申請における申請人は、教育著作権フォーラムの名義とし、所在地は新しく事務局となる CRIC 内としている。

本フォーラムにおいて行われていくことになる諸検討や、成果物の取りまとめ及び公表は、著作権法において共通目的事業として定められているところの「権利者全体の利益に資する著作権等の保護に関する事業」に適用と考えている。

その認識のもと、事業計画書上の主たる事業内容を諸会議の開催とし、また、本フォーラムの運営に必要な費用は共通目的事業の助成を受けることで支弁する、と規約にも明記している次第である。

2022 年度第 1 回の教育著作権フォーラムでは、SARTRAS 自らが行う共通目的事業(自主事業)としてフォーラムの運営費用を支出する方向で調整していたが、今回助成事業として申請を行うに当たって設定した額は、その時に承認された内容に CRIC への業務委託費用を追加した額としている。

CRIC が事務局として行う業務としては、総会や運営委員会を始めとした様々な会議体の運営に加えて、委員の名簿管理や、マイナンバー等の経理上の管理業務などがある。また、事業計画や決算報告等をはじめとした様々な資料の原案作成から、ウェブサイトの構築、更新までを含んでおり、多岐に渡る業務の業務委託費として提案頂いた額を記載している。

7. 補償金制度の実施状況について (SARTRAS より報告)

続いて、授業目的公衆送信補償金制度の実施状況について、SARTRAS から報告が行われた。資料の説明と主な質疑は以下の通り。

事務局 (SARTRAS) 資料5「SARTRAS 2023 年度事業報告書」に沿って、補償金制度の実施状況についてご報告する。

「1.概況」として記載の通り、2023 年度の補償金収集額は税込みで約 51 億円となっている。その一方で、收受した補償金は翌事業年度に分配することになっており、2022 年度分までの補償金を 2023 年度の分配対象として取り扱っているところだが、現時点で約 20 億円を分配することができた。

補償金の分配にあたっては、サンプル抽出させていただいた一部の教育機関の皆様にも、ご多忙の

中ご協力をいただき、指定させていただいた1か月分の利用実績を提出いただいたことでこれだけの分配が実現できた。利用報告調査への協力について、厚く御礼申し上げたい。

収受と分配に関する数字は、事業報告の末尾に添付している別表1及び別表2にも記載がある。SARTRASの補償金分配は、著作物の各分野に係る著作権等管理事業者、あるいは権利者団体に委託する形で実施することを原則としており、別表2には、「分配業務受託団体別分配額一覧」として受託団体ごとの実績を記載している。

なお、別表2の一番下にはSARTRASの名前が記載されている。当初は分配業務受託団体への委託によって全分野の補償金分配を網羅する構想であったが、団体のカバー対象ではない著作物が利用されたケースも多々あり、そうした分野については当面、例外的にSARTRASが直接分配を行うという形としたためである。

補足すると、教育機関の皆様からいただいた利用報告に記載されている著作物のうち、分配先の権利者が判明して、確実に分配ができると判明したものに限り、分配額として計上をしている。未だに権利者が不明のまま探索中であるものの補償金については、依然としてSARTRASに留保されている。また、利用報告に記載された情報では、残念ながら権利者を特定できる見込みが立たないというケースについては、SARTRASの分配規程の定めにより翌事業年度の共通目的基金に組み入れる、という運用を行っている。

共通目的基金の管理状況と、共通目的事業の実施状況が別表の3である。現状では助成事業が中心となっているが、SARTRASの共通目的事業委員会という有識者を交えた委員会においてかなり厳しい審査を行っているため、助成が認められないケースも多く見受けられる。結果として、2024年度に繰り越される残高が15億円近くになっているが、この中には先ほど触れた、権利者を特定することができないと判断して組み入れられた、約4億円の補償金が含まれていることには留意いただきたい。一方、繰り越された先の2024年度の事業としては、約5億7000万円の助成が決定済みである。今後も、必要な事業のために適切に活用させていただく所存である。

最後に、3ページに記載されている「3年経過後の補償金規程見直し」については、2023年度に共通目的事業として実施した海外調査の結果も踏まえ、本格的な検討に入ることにしている。これは、補償金規程の附則2に、「本規程の実施の日から3年を経過する毎に、実施後の状況を勘案し、本規程について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされているためであり、2024年度に入ったことを以て実施から3年を経過したため、この附則に対応すべく検討を開始したところである。

規程の見直しについてはこのように明示的な定めがあるが、規程の検討の背景には当然、分配や共通目的事業、あるいはこの制度や組織の在り方などの視点もあるため、総合的に見直す機会を設けて様々な検討を進めている。規程の見直しについては、目途が立ち次第その概要についてフォーラムにもご報告をさせていただきたいと考えている。また、補償金規程を変更する場合には、意見聴取等で改めて協力をお願いすることになるかと考えている。

A 補償金が支払われるべき本来の権利者に対して、補償金が無効に行きとどくのか、という点は、制度がスタートした当初から多くの関心が集まっていた。我々教育関係団体も、この制度を促進する立場として、どれくらい権利者に分配されていくのか注目していた。また、利用報告に協力する立場としても、教育現場の先生方から分配に関する質問が寄せられ、関心が集まっているのを感じていた。

別表 2 の「分配業務受託団体別分配額一覧」を見ると、ある年度では分配額がゼロになっている団体も見受けられるが、この表からは関心を持っている先生方がその背景を読み取ることが難しいと思う。利用報告をもとに権利者を特定し、分配に繋げていくことが大変な作業であることは承知しており、今現在もその作業を進めている状況であることは承知しているが、どれくらい権利者への分配を実現できたのかということについて、今後どのように対外的に説明されていく見込みなのか、質問したい。制度を促進していく立場としても、先生方へ説明する材料にもなるので教えて貰いたい。

事務局 (SARTRAS) 2021 年度及び 2022 年度の利用報告をもとに権利者を特定する作業には苦勞しており、直ちに特定することは困難であるとして、現在も作業中のものが多々ある。そのような中で権利者を特定して分配に繋がられた額が別表 2 に記載されている額であるから、少なくともここに記載された約 20 億円は、権利者への分配が行われているものとして考えていただければと思う。ゼロと記載されている箇所は、前述の作業を行っている努力の過程でもあり、権利者が特定され次第、順次分配されていくものと理解いただきたい。

現時点で分配できていない補償金のうち、権利者を特定できる見込みがあるものについては SARTRAS に留保して作業を進めているが、残念ながら利用報告に記載された情報からは権利者を特定できないもの実際に存在している。この場合には、SARTRAS の分配規程に沿って共通目的基金へ組み入れるということにしており、どこかへ行ってしまった、ということは一切ないのでご安心いただきたい。

情報を出していくことについては我々としても考えているところだが、表を見ていただいても分かる通り、2021 年度分がやっと分配され、2022 年度分についてもまだ作業の途上にある。さらに 2023 年度分についてもこれから取り掛かっていくという状況であるから、2 年分の実績しかない現状では、全体を評価するには時期尚早であると考えている。利用報告の方法についても、Excel ベースのアナログ方式から、専用のウェブサイトを通じて必要十分な項目についてのみ情報を求める方式に仕組みを改めながら進めているところである。今のお言葉を踏まえて改めて考えていきたいと思うが、もう少しお時間を頂きながら、必要な情報をお出しできればと考えている。

A 今回の配付資料がフォーラムのウェブサイトに掲出されれば、この資料をもとに「約 51 億円のうち約 20 億円が分配された」と教育側へ説明することができるだろう。そのような理解で差し支えないだろうか。

事務局 (SARTRAS) 約 51 億円という数字は、厳密には 2023 年度に収受した額である。この表は 2021 年度分と 2022 年度分の補償金分配を表したもので、各年度に収受した補償金額のうち約 30%が共通目的基金や管理手数料として控除される関係で、分配対象となった額はそれぞれ 30 億円強である。したがって、この表の母数は約 60 億円としてご覧いただきたい。

分配に繋がられた割合としては低いですが、今現在努力を重ねている途上で、ようやくここまで辿り着いたもののご理解いただければと思う。

C 2021 年度は約 50 億円の補償金を収受し、約 35 億円を分配対象として取り扱っているという認識だ。そのうち約 15 億円を現時点で分配することができ、約 4 億円が共通目的に組み入れられ

ているので、残りの約 20 億円が未だ行き先を確定できていない状況だと思う。これらの補償金は、いつ頃までに行き先が確定する見通しか質問したい。行き先が未確定の補償金が年度ごとに累積していくと、どんどん溜まっていってしまうように懸念する。

事務局 (SARTRAS) 分配先の権利者を特定できていないもののうち特定の可能性があるものは、債権の消滅時効に合わせて 10 年間留保することとしており、その間、権利者の特定のために努力をすることになっている。現状は、まだスタートして 3 年目であるから、そのようにならないために努力を重ねている過程であるのご理解いただきたい。

C 一応の期限が設定されており、無際限に蓄積する訳ではないことには安心した。ちなみに、利用報告に記載された情報が不足しているケースが見受けられるということだったが、教育機関側へ調査の依頼を行う際に、フィードバックは行われているのだろうか。

事務局 (SARTRAS) 2021 年度から 2022 年度の利用報告は Excel ベースで利用報告を頂いており、分配先の権利者を特定するために必要な情報として、こちらが想定していた情報が正しくももらえないということがあった。2023 年度から Web ベースに切り替えたことで、その点では一定程度解消したと考えている。報告の精度自体は向上したと考えているが具体的な検証はこれからなので、もし対応が必要なケースが見受けられたら検討していきたい。

8. 自由意見交換

議事の最後に自由意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

C 最後に、共通目的事業の助成申請について意見を述べたい。助成申請書の様式を見ると、自己資金を記載することが求められているが、規程等に、自己資金がゼロではいけないとは定められていない。大学などのように、経済的な事情から自己資金を用意することが難しいことも多いが、助成によって普及啓発を有効にできるという場合もあるだろうから、方針を検討して貰いたい。

事務局 (SARTRAS) 貴重な意見として検討させていただきたい。

最後に、座長より、本日の議事録署名人として、竹内比呂也委員及び椎名和夫委員に依頼したい旨の提案があり、諮ったところ、異議なく承認された。

座長 それでは、以上をもって 2023 年度第 1 回の教育著作権フォーラムを終了させていただきたい。本年度も引き続き、フォーラムの運営にご理解ご協力を頂ければと思う。本日はご多用の中お時間をいただき、感謝申し上げます。

以上の議事を明確にするため、著作物の教育利用に関する関係者フォーラム規約第8条第15号及び16号に基づき、議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名が記名押印する。

2024年6月18日

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

座長 上野 達 弘

委員 竹 内 比呂也

委員 椎 名 和 夫